

審 査 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項：第8条第3項
処 分 の 概 要：認定証の書換え
原権者（委任先）：熊本県公安委員会
法 令 の 定 め： 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則 ・第10条（認定証の書換えの申請）
審 査 基 準： 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先：熊本県公安委員会
問 い 合 わ せ 先：熊本県警察本部交通企画課（電話番号：096-381-0110）
備 考：